## 大阪府内盛土等対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 府、市町村が、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)に係る監視体制等を構築するとともに、互いに情報を共有しながら、効率的かつ効果的な盛土等行為への規制を行うことにより、盛土等の適正化を図り、もって災害の防止に資することを目的に大阪府内盛土等対策連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (業務)

- 第2条 この会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
  - 一 盛土規制法に係る情報共有、意見交換に関すること。
  - 二 盛土規制法及び関係法令に係る監視指導体制(パトロールの実施等)に関すること。
  - 三 その他、会議の目的を達成するために必要な事業。

### (組織)

- 第3条 会議は、別表に掲げる職にある者で構成する。
- 2 会議において、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の関係課等及び関係行政機関の職員の出席を求めることができる。
- 3 業務に関する具体的な検討を行うため、事務局を置く。
- 4 個別事案の対応など特定の事項ごとに連絡調整等を行うため、別表に掲げる者のうち関係する者で構成する WG を設置することができる。
- 5 WG において、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

## (その他)

- 第4条 会議等の招集は、事務局が行う。
- 2 事務局は、環境農林水産部みどり推進室森づくり課に置く。
- 3 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

## (附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 別表(第3条第1項関係)

団体	部局	構成員
大阪府	環境農林水産部	みどり推進室森づくり課長
		循環型社会推進室産業廃棄物指導課長
		環境管理室事業所指導課長
		農政室整備課長
		農と緑の総合事務所長
	都市整備部	事業調整室事業企画課長
		河川室河川環境課長
		住宅建築局建築指導室審査指導課長
		住宅建築局建築指導室建築安全課長
		土木事務所長
市町村		各市町村担当課長
		[政令指定市] 大阪市、堺市
		[中核市] 豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、
		八尾市、寝屋川市、東大阪市
		[事務移譲市] 岸和田市、貝塚市、茨木市、
		泉佐野市、松原市、和泉市、箕面市、藤井寺市

大阪府警察	本部 生活安全部	生活環境課長(オブザーバー)